

保健・福祉・医療・年金

保健事業
 健康推進課
  **33-5116**
 八代市保健センター
  **32-7200**
 鏡保健センター
  **52-5277**

健康診査

皆さんの健康を確認していただくために、さまざまな健康診査を行っています。自覚症状がない人も油断せず、年に1回は必ず定期健診を受け、早期発見、早期治療に努めましょう。

健診名	内容	対象者
特定健診(国民健康保険)	身体測定・血液検査・検尿・血圧・心電図など	40～74歳以下で八代市の国民健康保険に加入している人
後期高齢者健診	身体測定・血液検査・検尿・血圧測定など	75歳以上の人(満75歳の誕生日から対象)また、65歳以上75歳未満で後期高齢者医療制度に加入している人
高齢者歯科健診	歯周病・噛み合わせなどを調べる検査	75歳以上の人(満75歳の誕生日から対象)また、65歳以上75歳未満で後期高齢者医療制度に加入している人
基本健診(生活保護受給者)	身体測定・血液検査・検尿・血圧測定など	40歳以上の生活保護受給者で、医療保険に加入していない人
ヤング健診(生活習慣病予防健診)	基本健診 腹部超音波検診・乳がん検診(乳房エコー) 子宮頸がん検診	20～39歳 ※乳がん検診は、30歳以上の女性

検診名	内容	対象者
肝炎ウイルス検診	・B型肝炎ウイルス検診 ・C型肝炎ウイルス検診	40歳 (過去に検査を受けた事のない人)
胃がん検診	問診・胃エックス線検査(バリウム)	40歳以上
肺がん・結核検診	問診・胸部エックス線検査・喀痰細胞診検査 (問診の結果、必要な人のみ)	40歳以上
大腸がん検診	問診・便潜血反応検査(2日法)	40歳以上
前立腺がん検診	PSA検査	50歳以上男性
子宮頸がん検診	問診・視診・子宮頸部の細胞診検査	20歳以上女性
乳がん検診	問診・マンモグラフィ	40歳以上女性
腹部超音波検診	問診・腹部の超音波検査(エコー)	40歳以上
歯周病検診	歯周病を調べる検査	40～74歳



● 健康教育

保健師・管理栄養士・歯科衛生士などが、健康に関するお話などを行います。

● 健康相談

健康づくりや育児・栄養・運動などについて、保健師や管理栄養士などが個別に相談に応じます。

● 訪問指導

保健師・管理栄養士等が家庭を訪問して、生活習慣病、妊娠、育児などに関する相談に応じます。

● 特定健診後の保健指導

特定健診の結果に基づき、生活習慣病のリスクに応じた保健指導を行います。

● 出産・子育て応援事業

安心して出産・子育てできるよう妊娠期から出産・子育て期まで一貫して相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、出産育児関連用品の購入費や子育て支援サービスの利用料等に係る負担軽減を図るため、妊娠期、出産後に各5万円の経済的支援を行います。

● 産後ケア

授乳や育児に関する相談、産後の心身の回復に関するケア、休息などを助産師等の専門職がサポートします。宿泊型・訪問型・通所型のケアがあります。

● がん患者アピアランスケア推進事業

がん治療と社会生活の両立を支援するため、がん治療によるアピアランスケアとして、外見の変化を補完するウィッグや乳房補正具などの購入の一部を補助します。

● こころの健康相談

こころに悩みをかかえている人やその家族の方に対し、悩みの理解や解決にむけて心理士が個別に相談に応じます。

● 乳幼児健康診査

4カ月児・7カ月児・1歳6カ月児・3歳児の健診、2歳児歯科健診を実施しています。対象者には個人通知しますので、通知後受診してください。

● 予防接種

予防接種は、すべて指定医療機関での個別接種です。子どもの予防接種は、冊子「予防接種と子どもの健康」や予防接種カレンダーをよく読んで受けてください。高齢者の定期予防接種（肺炎球菌、带状疱疹、インフルエンザ、新型コロナウイルス）については、広報やつしろや市のホームページを読んで、適切な時期に受けてください。

● 母子健康手帳及び妊産婦健康診査受診券の交付

母子健康手帳は妊産婦健康診査や乳幼児健康診査などの記録を行うことで母子の健康管理に役立てる手帳です。八代市健康推進課（または鏡保健センター）で交付しています。

● 不妊治療費助成

体外受精・顕微授精、男性の不妊手術による生殖補助医療の不妊治療を受けるご夫婦に対し、治療費の一部を助成します。



国民健康保険

【課税・給付関係】本庁国保ねんきん課 ☎33-4113
各支所地域振興課

(坂本) ☎45-2212
(千丁) ☎45-5183
(鏡) ☎52-7836
(東陽) ☎65-2113
(泉) ☎67-2113
☎33-4109

【納税関係】本庁納税課

注意

国保加入の届出が遅れると、国保への加入資格が発生した時点までさかのぼって、国保税を支払うことになり、また、届出がない期間の医療費は全額自己負担となる場合があります。

国民健康保険税

国民健康保険税(以下「国保税」という。)は、みなさんが病気やケガをしたときの医療費や出産育児一時金、葬祭費に充てるための大切な財源になります。必ず納期までに納めてください。

なお、職場の健康保険や、後期高齢者医療保険に加入している人、生活保護を受けている人以外は国民健康保険(以下「国保」という。)に加入しなければなりません。

また、国保税は加入手続きを行った月からではなく、国保の資格が発生した月から計算します。加入の事由(八代市への転入や社会保険の資格喪失など)が生じたときは14日以内に手続きをしてください。

税率・税額

- 所得割…所得に応じた額
- 均等割…一人あたりの額
- 平等割…世帯あたりの額

	医療保険分	後期高齢者 支援分	介護保険分 (40歳～64 歳の人のみ)	子ども 子育て 支援分
所得割	10.6%	3.3%	2.7%	0.27%
均等割	29,600円	9,300円	14,900円	1,450円 (18歳以上)
平等割	20,000円	6,900円	-	0円
限度額	67万円	26万円	17万円	3万円

(令和8年度)

国保税の軽減

所得の少ない世帯については均等割(一人あたりの額)と平等割(世帯あたりの額)を軽減する制度があります。

ただし、世帯内の国保加入者の中に所得の申告をしていない人がいますと、軽減することができませんので毎年必ず所得の申告をしてください。

※所得がない場合も、所得がないという申告が必要です。

国外から転入された人は、加入手続きの際に「国民健康保険税簡易申告書」の記入をお願いします。国外での収入は日本では課税対象となりませんのでご注意ください。

また、倒産・解雇・雇止めなどによる離職をされた人で、失業等給付を受ける人については軽減制度があります。窓口でご相談ください。

加入と届出

八代市内に住んでいる75歳未満(65歳以上で一定の障がいがある人を除く)の人は、職場の健康保険に加入している人とその扶養家族、および生活保護を受けている人などを除いて、八代市の国民健康保険(以下「国保」という。)に加入しなければなりません。

国保の加入者

国保では一人ひとりが被保険者となり、加入は世帯ごとで、世帯主が届出を行います。

八代市に外国人登録をされていて、3カ月以上日本に滞在するものと認められた場合は、国保に加入しなければなりません。

※75歳の誕生日から後期高齢者医療制度に加入します。

こんなときは14日以内に届出を

種類	届出の種類	手続きに必要なもの
加入するとき	子どもが生まれたとき	資格確認書等、世帯主の預貯金通帳(国保加入者が出産した場合)、出産にかかった実費及び直接支払制度の利用を確認できる証明書
	他の市区町村から転入したとき	転出証明書、マイナンバーカード
	他の健康保険を脱退したとき	健康保険等資格喪失証明書、マイナンバーカード
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止証明書、マイナンバーカード
脱退するとき	死亡したとき	資格確認書等、喪主の預貯金通帳
	他の市区町村へ転出するとき	資格確認書等、マイナンバーカード
	他の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険などの資格確認書等、マイナンバーカード
	生活保護を受けはじめたとき	資格確認書等、保護開始証明書、マイナンバーカード
その他	転居したとき	資格確認書等、マイナンバーカード
	世帯を分離したり合併したとき	資格確認書等、マイナンバーカード
	世帯主や氏名が変わったとき	資格確認書等、マイナンバーカード
	修学のため世帯員が他の市区町村に転出するとき(学生の特例)	資格確認書等、在学証明書、マイナンバーカード

※手続きに必要な共通なものとして、上記のほかに届出人の顔写真付き身分証明書(運転免許証など)が必要となります。

国保からの脱退は、オンライン申請ができます。

▶ 国保税の減免

国保税には被災したり、廃業などにより所得が激減した場合は、国保税を減免する制度があります。減免の要件は次のとおりです。

- ・災害による減免
- ・所得の激減による減免
- ・給付制限の場合の減免(収監の場合の減免)

また、社会保険の被保険者だった人が75歳になり、後期高齢者医療制度に加入することでその被扶養者(65～74歳)だった人が国保に加入する場合は、申請していただくと、当分の間所得割が免除となり、国保加入後2年間は、均等割(一人あたりの額)が半額に、さらに、国保に加入している人が同一世帯内に一人になる場合には、平等割(世帯あたりの額)も半額になります。

▶ 国保税の支払方法と納期

国保税の支払方法には「普通徴収」と「特別徴収」の2種類あります。

特別徴収とは、年金を受け取る度に(年6回)国保税を年金から直接お支払いいただく方法です。対象者は、世帯内の国保の加入者全員が65歳以上75歳未満であることや年金の年額が18万円以上であること、国保税と介護保険料を合わせた額が年金受給額の半分以上を超えないことなど一定の条件を満たす人です。

普通徴収とは、特別徴収以外の人の支払方法で、4月から3月までの年12回、口座振替が納付書でお支払いいただく方法です。

特別徴収でのお支払いの人は、八代市に申し出をしていただくことにより、口座振替を条件に特別徴収から普通徴収へ支払方法を変更することができます。

※口座振替・納付書での納付については、P74をご覧ください。

▶ 納税義務者は世帯主

国保税の納付書は、世帯主あてに送られます。世帯主自身が社会保険などに加入していて国保の加入者でなくても、世帯主には納期限内に国保税を納める義務があります。

▶ 社会保険料控除について

国保税は、所得税と住民税の申告の際に社会保険料控除の対象になります。

年金天引き(特別徴収)の場合

被保険者本人のみに適用されます。

その他の支払方法(普通徴収)の場合

国保税を実際に支払った人に適用されます。

● 医療費の負担割合

病気やけがで医療を受けるとき、国保を扱う病院・診療所で国保の保険証を提示すると一部負担金(負担割合の額)を支払うだけで医療を受けることができます。

年齢による区分	医療費の負担割合
義務教育就学前	2割
義務教育就学後～69歳	3割
70歳以上 ※注1	2割(所得により3割)

※注1)70歳の誕生日の属する翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後。

● その他の給付

▶ 高額療養費

高額療養費について

70歳未満の場合

- ①同じ人が、同じ月内に、同じ医療機関で支払った一部負担金が21,000円以上となったものが計算の対象となります。
- ②一つの世帯で、①で計算対象となった一部負担金の合計額が限度額を超えたとき(＝世帯合算)、高額療養費が支給されます。

区分	限度額(3回目まで)
ア	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%
イ	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%
ウ	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%
エ	57,600円
オ	35,400円

上記一覧は令和8年4月1日時点の情報になります。令和8年8月からと、令和9年8月からの2段階にわけて見直される予定ですが、最新情報につきましては厚生労働省ウェブサイトをご参照ください。

- ・医療機関ごとに計算します。
- ・同じ医療機関でも入院と外来、医科と歯科は別々に計算します。
- ・入院中の食事代や差額ベッド代などは、対象外となります。
- ・過去12カ月以内に、同じ世帯で4回以上高額療養費の支給を受けたとき、4回目以降は限度額が軽減されます。

70歳以上75歳未満の場合

- ①月の1日から末日までの1カ月間に支払った医療費が、負担限度額を超えたときは、申請により高額療養費が支給されます。
- ②外来を個別に計算し、次に外来と入院を合わせて計算します。(外来の限度額または同じ月に入院されている場合は、合算して支給されます。)

負担割合	所得区分	自己負担限度額	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
3割負担	住民税課税所得690万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% ≪140,100円≫	
	住民税課税所得380万円以上	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% ≪93,000円≫	
	住民税課税所得145万円以上	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% ≪44,400円≫	
2割負担	一般	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 ≪44,400円≫
	区分Ⅱ(※1)	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ(※2)		15,000円

上記一覧は令和8年4月1日時点の情報になります。令和8年8月からと、令和9年8月からの2段階にわけて見直される予定ですが、最新情報につきましては厚生労働省ウェブサイトをご参照ください。

- ※1) 同じ世帯の国保加入者と世帯主が住民税非課税の人
 ※2) 同じ世帯の国保加入者と世帯主が住民税非課税で、それぞれ所得から必要経費を差し引くと0円になる人
 ※3) ≪≫内は、過去1年間に高額療養費に3回以上該当した場合の4回目からの限度額です。

高額療養費の自動振込について

事前に専用の申請をしていただくことで、高額療養費の支給がある場合、該当する都度申請することなく、指定された口座に自動で振込を行うことができますようになりました。

●対象／原則として国保税の滞納が無い世帯

●振込口座／原則として世帯主名義の口座

限度額認定証について

高額な入院診療や外来診療を受けたとき、『限度額適用認定証』を医療機関などに提示することによって窓口での負担が限度額(P78の表を参照)までとなります。

70歳未満の人と70歳以上の非課税世帯などの人は、事前に交付申請をしておくか、急に受診したとしても家族の人に頼んで受診した月内に申請すればその月から使える限度額適用認定証が交付されます。

▶ 出産育児一時金

国保の被保険者が出産した場合には、申請によって出産育児一時金が48.8万円または50万円(出産した医療機関が「産科医療補償制度」に加入している場合のみ)支給されます。

●対象／八代市の国保に加入している人で、他法給付がない人(妊娠85日以上であれば、死産、人工流産は問いません)

※他法給付とは、社会保険などの被保険者(本人)で1年以上加入期間がある人は、資格喪失後であっても6カ月以内の出産であれば、社会保険などから出産育児一時金を受け取ることができることです。

※出産育児一時金は通常、分娩する病院と契約を結ぶことにより、市から直接病院に支払われます。なお、出産費用が支給額(48.8万円または50万円)を下回った場合は、市に差額の申請をすることにより、後日本人に差額が支給されます。

▶ 葬祭費

国保の加入者が死亡した場合、その葬祭を行った人に葬祭費が2万円支給されます。

※亡くなった人が国保加入から3ヶ月以内の場合は以前の健康保険から支給される場合があります。

● 高額医療・高額介護合算制度

国保と介護保険の両方を利用し、1年間(8月～翌年7月)の一部負担金の合計額が限度額を超えた場合は、限度額を超えた額が払い戻されます。

ただし、食費や居住費、差額ベッド代などは合算の対象となりません。

● 交通事故等にあったら届出を

交通事故にあい、けがをした場合でも国保を使用して診療を受けることができますが、本来、その医療費は、事故の原因となった第三者(加害者)が負担すべきものです。交通事故にあったら、警察に届け「事故証明書」をもらって国保の窓口で「第三者行為による傷病届」を提出してください。

※国保に届け出る前に、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまうと国保が使えなくなってしまうことがあります。示談を結ぶ前に必ず相談してください。

医療機関の適正受診を心がけましょう

病院にかかったときの医療費は、皆さんの保険税や国・県の補助金等からまかなわれます。必要な人が安心して医療が受けられるように、医療機関・薬局の適正受診に引き続きご協力ください。



保健・福祉・医療・年金

Consideration

「バリアフリー」ってなに？

身近にあるバリアを考えてみよう

「バリアフリー」とは障害のある人にとって、生活の中で不便に感じていることや、障壁になっている物事をなくすことです。バリアについて学び、自分にできることを考えてみましょう。

物理的なバリア

公共交通機関、道路、建物などにおいて、移動面で困難をもたらすバリアがあります。例えば路上の放置自転車、急勾配の道路、建物までの段差などです。

【具体例】

- ▶ 建物の出入口が階段の場合、車椅子利用者にとっては建物に入るのが困難。
- ▶ 低い位置にある看板などの突起物は、白杖では確認できないため危険。



出典元：国土交通省「障害ってどこにあるの？ ところと社会のバリアフリーハンドブック」<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001707532.pdf>

後期高齢者医療制度

国保ねんきん課 ☎ 33-4490

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者の方々の心身の特性に応じた医療を提供するとともに、将来にわたって国民皆保険を堅持するためにその医療費を国民全体で支える制度として国の医療制度改革により平成20年4月に創設されました。

対象者

- 75歳以上の人
- 65歳以上75歳未満で一定の障がいについて認定を受けた人

資格確認書

後期高齢者医療制度では、対象の人に対して、資格確認書または資格情報のお知らせが交付されます。

★原則として、75歳になる月の前の月と7月にお届けします。

保険料

後期高齢者医療制度の保険料については、被保険者個人ごとにお支払いいただきます。

保険料率(令和8年度・令和9年度)

- 均等割額(一人あたりの額)…
63,000円+子ども子育て支援金均等割額1,400円
- 所得割率(収入に応じた額)…
11.06%+子ども子育て支援金所得割等0.25%

保険料の軽減

収入の少ない人については、保険料を軽減する制度があります。

均等割の軽減(世帯の所得に応じて軽減) (令和8、9年度)

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の 軽減判定所得の合計額)	軽減割合	
	医療分	支援金分
43万円+10万円×(給与・年金所得者の数-1) 以下	7.2割	7割
43万円+31万円×世帯の被保険者数+ 10万円×(給与・年金所得者の数-1) 以下	5割	5割
43万円+57万円×世帯の被保険者数+ 10万円×(給与・年金所得者の数-1) 以下	2割	2割

※「給与・年金所得者の数」とは、給与収入が55万円超または年金収入が125万円超(65歳以上の場合、65歳未満の場合は年金収入が60万円超)の人の合計人数です。

※均等割額軽減判定所得は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。また、年金所得については、高齢者特別控除(15万円)を控除した額で判定します。

※軽減判定は、当該年度の4月1日(新たに制度の対象になった人は資格取得時)における世帯状況により行います。

後期高齢者医療制度に加入する前日まで、被用者保険の被扶養者であった人の軽減

均等割額の 軽減割合	軽減後の均等割額 (年額)	所得割額はかかり ません。
5割軽減	(医療分)31,500+ (子ども子育て分)700円	

※被用者保険とは、協会けんぽ、健保組合、船員保険、共済組合などをさします。国民健康保険・国民健康保険組合は、該当しません。

※資格取得後2年間で軽減対象となります。

保険料の減免

災害、事業の休廃止による収入の著しい減少など、突発的な事情によりどうしても保険料を納めることが困難になったときは、申請により保険料が減免される場合があります。減免の要件は次のとおりです。

- 災害による減免
- 収入の減少による減免

保険料の納め方

原則として年金天引き(特別徴収)になりますが、加入日や年金の額などによっては、納付書や口座振替で納めていただきます。

また、年金天引きの対象となる人も、申し出をさせていただくことで、口座振替に変更することができます。

社会保険料控除について

保険料は、所得税および住民税の申告の際に社会保険料控除の対象になります。

年金天引き(特別徴収)の場合

被保険者本人のみに適用されます。

その他の支払方法(普通徴収)の場合

保険料を実際に支払った人に適用されます。

※保険料を滞納すると?

災害などの特別な事情がないのに保険料を滞納した場合、被保険者、世帯主又は配偶者は財産の差押処分を受ける場合があります。保険料は必ず納期限内に納めてください。

医療機関での負担割合

病気やけがで医療機関にかかる時の一部負担金の割合は1割、2割または3割です。

負担割合(8月～翌年7月)は、毎年判定を行います。

同じ世帯の被保険者のいずれかの人が、住民税課税所得145万円以上の場合、3割負担となります。ただし、収入状況の申請により1割または2割負担となる場合があります。

医療機関を受診する際には、資格確認書またはマイナ保険証を提示してください。



● 高額療養費

同じ月内に支払った医療費の一部負担金の合計額が高額になった場合は、限度額を超えた額が払い戻されます。申請が必要な人には、案内の通知をお送りします。一度申請された人は、次回からは申請の必要はありません。

負担区分と自己負担限度額(月額) 令和8年7月まで

負担割合	負担区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
3割	現役並み所得者Ⅲ	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 〈140,100円〉	
	現役並み所得者Ⅱ	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 〈93,000円〉	
	現役並み所得者Ⅰ	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 〈44,400円〉	
2割	一般Ⅱ	18,000円 【外来年間上限 144,000円※1】	57,600円 〈44,400円〉
1割	一般Ⅰ		
	低所得者Ⅱ(区Ⅱ)	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ(区Ⅰ)	8,000円	15,000円

負担区分と自己負担限度額(月額) 令和8年8月から

負担割合	負担区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	年間上限
3割	現役並み所得者Ⅲ	270,300円+(総医療費-901,000円)×1% 〈140,100円〉		168万円
	現役並み所得者Ⅱ	179,100円+(総医療費-597,000円)×1% 〈93,000円〉		111万円
	現役並み所得者Ⅰ	85,800円+(総医療費-286,000円)×1% 〈44,400円〉		53万円
2割	一般Ⅱ	22,000円 【外来年間上限 216,000円※1】	61,500円 〈44,400円〉	53万円 ※2
1割	一般Ⅰ			
	低所得者Ⅱ(区Ⅱ)	11,000円 【外来年間上限 96,000円※1】	25,700円 〈24,600円〉	29万円
	低所得者Ⅰ(区Ⅰ)	8,000円	15,700円	18万円

※1 1年間(8月～翌年7月)の外来の自己負担額の上限額です。

※2 一部41万円の場合があります。

●〈〉内の額は過去12か月間に高額療養費の該当が3回以上あった場合、4回目以降の額(多数回該当)。

● 限度区分の併記申請について

マイナンバーカードを保険証として利用する場合、申請は不要です。

自己負担割合が1割・3割の人

申請により「限度区分が併記された資格確認書」の交付を受けることができます。医療機関等の窓口で提示すると、保険適用の医療費の自己負担限度額が適用され、負担区分が低所得者Ⅰ・Ⅱの場合、入院時の食費が減額されます。ただし、負担区分が、一般Ⅰ・一般Ⅱ・現役並み所得者Ⅲの場合は、資格確認書の提示のみで限度額までの負担となります。

● 高額介護合算療養費の支給

後期高齢者医療と介護保険の両方を利用し、1年間(8月～翌年7月)の一部負担金の合計額が限度額を超えた場合は、限度額を超えた額が申請により払い戻されます。

ただし、食費や居住費、差額ベッド代などは合算の対象となりません。

● 交通事故等にあったら届出を

交通事故にあり、けがをした場合でも後期高齢者医療で診療を受けることができますが、本来、その医療費は、事故の原因となった第三者(加害者)が負担すべきものです。交通事故にあったら、警察に届け「事故証明書」をもらって後期高齢者医療の窓口で「第三者行為による傷病届」を提出してください。

※届出の前に、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまうと後期高齢者医療が使えなくなることがありますので、示談の前に必ず相談してください。



保健・福祉・医療・年金

〈広告〉



万葉福祉会グループ

八代市水島町2104-4
(代)☎45-9786

シルバーハウス 万葉の里
居宅介護支援事業所 万葉
介護経営コンサルタント
損害保険代理店

TEL (0965) 45-9786
 FAX (0965) 45-9806

シルバーハウス 撫子
 TEL (0965) 45-5516
 FAX (0965) 45-5527

シルバーハウス 竜胆
 TEL (0965) 45-9516
 FAX (0965) 45-9517

デイサービス 撫子
 TEL (0965) 39-8870
 FAX (0965) 39-8871

ヘルパーステーション 万葉
訪問看護ステーション 和花
 TEL (0965) 45-5516
 FAX (0965) 45-5527

シルバーハウス 花桜
 TEL (0965) 37-2788
 FAX (0965) 37-8727

● 介護保険制度の仕組み

介護保険制度は、高齢者などが介護を必要とする状態になっても、自立した日常生活ができるよう介護を必要とする人を社会全体で支えあうことを目的とする制度です。市が保険者となり、3年ごとに介護サービス見込み量や保険料を見直します。

▶ 被保険者の種類

区分	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の人	40歳以上65歳未満で医療保険に加入している人
給付の対象者	寝たきりや認知症など入浴や食事などの日常生活動作について介護が必要な人	初老期認知症や脳血管疾患など老化に伴う病気(特定疾病)によって介護が必要となった人
保険料	本人及び世帯の所得の状況に基づき下記のとおり設定しています。	加入している医療保険の算定方法に基づき設定されます。
保険料の納付	【65歳以上の人】 - 以下の区分により保険料の納入通知書を送付します。 - 仮徴収：4月送付。4月特別徴収開始の人と普通徴収の人 - 本徴収：7月送付。全ての人 【当年度7月1日以降に65歳到達及び転入等の人】 - 誕生月及び異動月の翌月に納入通知書を送付します。 納付方法については下記のとおりです 【特別徴収】→年金から天引き - 年金が年額18万円以上の人 【普通徴収】→納付書または口座振替 - 年金が年額18万円未満の人 - 年度途中で保険料額が変わったとき - 年度途中で65歳になったとき など ※保険料の変更等で過払いが生じた場合は、後日還付通知書を送付します。	加入している国民健康保険や職場の健康保険などの医療保険で医療分と介護分の保険料を一括して納めます。

〈広告〉





地元高田の皆様に愛される施設を目指して

「楽しかった」、「ありがとう」のある暮らし

住宅型有料老人ホームにここに
訪問介護事業所にここに
デイサービスにここに

お気軽にお問合せください

八代市豊原下町4177番地 1 ☎0965-43-2525

株式会社 ライフサポート

発見!

わたしのまちの
ユニバーサルデザイン

高さの違う2種類の手すり

どんな世代でも
使いやすい



身長や身体的能力に合わせて使える高さの違う手すり。

● 65歳以上の人の介護保険料(令和6年度から令和8年度)

所得段階	対象者	保険料率
第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額(※1) + 課税年金収入額が826,500円以下の人	基準額×0.26
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が826,500円を超え120万円以下の人	基準額×0.47
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が120万円を超える人	基準額×0.68
第4段階	・世帯に市町村民税課税者がいるが、本人は市町村民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入が826,500円以下の人	基準額×0.9
第5段階	・世帯に市町村民税課税者がいるが、本人は市町村民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入が826,500円を超える人	基準額(※2)
第6段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2
第7段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.3
第8段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5
第9段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.7
第10段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.8
第11段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×1.9
第12段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.0
第13段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額×2.1

※1 合計所得金額 収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

※2 令和6年度から令和8年度の基準額は72,000円です。基準額は3年ごとに改定されます。

▶ 保険料の滞納等による給付制限

災害などの特別な事情もなく保険料を滞納している人には、滞納期間に応じて次のような措置がとられ、保険証にその旨が記載されます。

- ・利用している介護保険サービスの費用を一旦全額負担し、申請により後で保険給付の払い戻しを受ける。
- ・利用者負担を1割又は2割から3割に引き上げる。(ただし、利用者負担が3割の人は4割)高額介護サービス費を支給しない など。

▶ 保険料の減免

災害などの特別な事情により、保険料を納められなくなったときには、申請により保険料が減免されることがあります。

▶ 社会保険料控除について

保険料は、所得税および住民税の申告の際に社会保険料控除の対象となります。

- ・特別徴収(年金からの天引き)…被保険者のみに適用されます。
- ・普通徴収(納付書及び口座振替)…保険料を実際に支払った人に適用されます。



保健・福祉・医療・年金

〈広告〉

発見!

わたしのまちの
ユニバーサルデザイン

路面誘導サイン

車いすの方や子どもの低い目線でも見やすいように歩道に設置。

一期一会
訪問看護リハビリステーション
居宅介護支援事業所

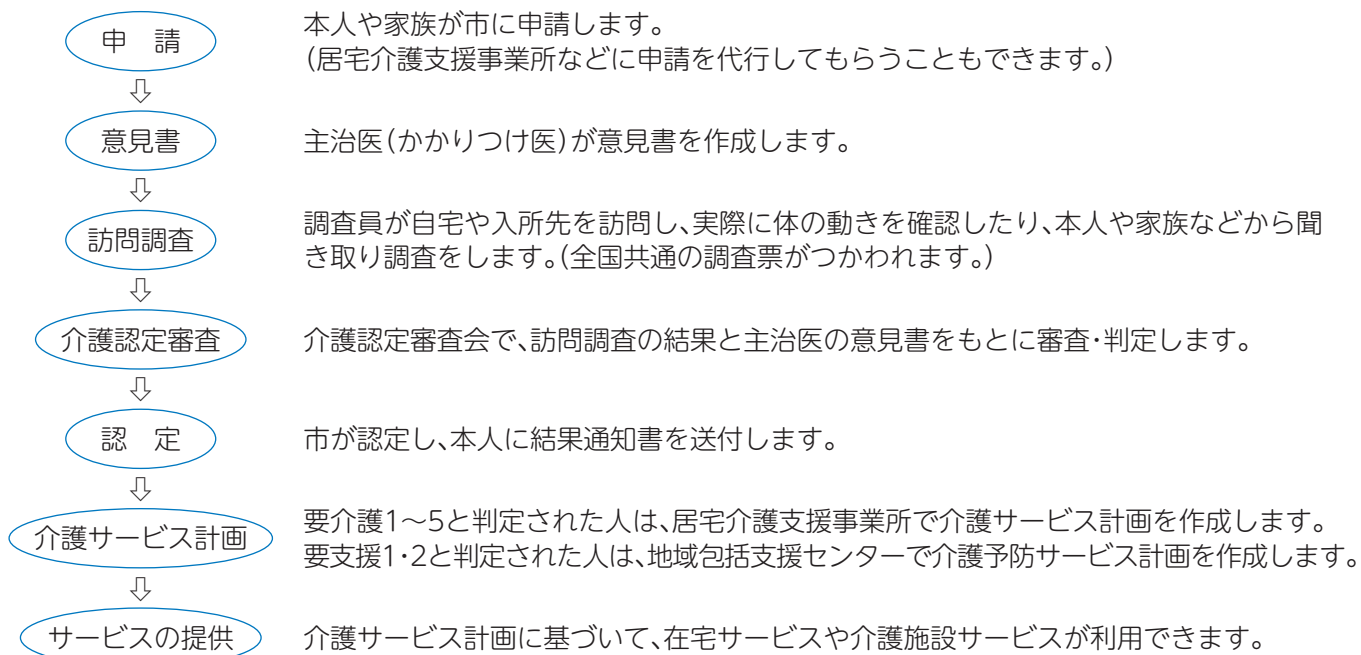
八代の在宅医療を、もっと安心に
「住み慣れた家で過ごしたい」
その想いを私たちが全力でサポート致します

看護師・理学療法士・言語聴覚士・ケアマネジャー在籍
熊本県八代市西松江城町 2-8-2 (八代城前)
お気軽にお問い合わせください TEL:0965-37-7455

● 介護サービスの利用

介護サービスを利用するには、要介護(支援)の認定を受ける必要があります。

■ 介護認定申請からサービス利用までの流れ



認定は、一定期間ごとに見直しがあり、状態が変われば期間の中途でも変更申請が可能です。

介護サービス自己負担額

介護サービスを利用した場合は、サービス費用の1割~3割を本人が負担することになります。介護施設サービスを利用する場合は、別途、食費や居住費の負担があります。

介護保険に関するオンライン申請についてはP60をご参照ください。

● 高齢者住宅改造助成

■ 介護保険課 ☎ 33-4145

4月1日現在65歳以上で、介護保険の認定を受けた人の自立支援および介護者の負担を軽減するため住宅の改造などの経費を一部助成します。

● 助成額/30万円

※対象となる工事は、要件がありますので詳細は問い合わせください。

〈広告〉

あなたの笑顔を守りたい

あなたと一緒に
笑顔で暮らす家

住宅型有料老人ホーム

なぎさの風

Let's begin

さあ! これからは
毎日をもっと楽しもう
潮風薫る自然に囲まれた
上質な空間で、楽しく健やかに…



介護福祉士多数



看護師がいるという安心



ご夫婦用の2人部屋もございます

住宅型有料老人ホーム なぎさの風

TEL.0965-37-2860 FAX.0965-31-3106
〒866-0032 熊本県八代市新開町 3-3-31

デイサービスセンター なぎさの風

TEL・FAX 0965-31-3107
〒866-0051 熊本県八代市麦島東町 10-15

訪問介護事業所 なぎさの風

TEL.0965-31-3105 FAX.0965-31-3106
〒866-0855 熊本県八代市袋町 1番 45号いずみビル

・高齢福祉サービス(介護保険以外)

在宅の高齢者の生活を支援するサービスです。

事業	概要
配食サービス	65歳以上のひとり暮らしの人や高齢者のみの世帯等の人で、食事の支度が困難な人にバランスのとれた食事をお届けします(昼食または夕食のいずれかで週3回まで。医師の指示がある場合の糖尿病食の配達または、中山間地域(坂本・東陽・泉地域)に居住される利用者は、週5回以内。)。併せて安否確認も行います。 利用者負担:有
緊急通報装置	65歳以上のひとり暮らしの人に緊急通報装置を貸与し、緊急時に適切に対応するとともに安否確認を図り安心した在宅生活を支援します。 利用者負担:有
高齢者短期入所(ショートステイ)	おおむね65歳以上で介護保険要介護・要支援認定に該当していない人を一時的に介護する必要がある場合に、養護老人ホームに入所させて高齢者およびその家族の生活の支援を行います。 利用者負担:有

〈広告〉

「こころ」には楽しい行事がいっぱいです！

皆様と毎日と同じ目線で集い、ともに幸せと愛と喜びを共有し、
住み慣れたこの町で穏やかでキラキラ輝く毎日となられるよう
私たちは精一杯ご支援致します。

田畑に囲まれた閑静な立地
良心的な低料金が自慢です
建物は平屋建てのオールバリアフリー

3タイプ **「お部屋の月々の費用」**
※入居一時金・敷金等は必要ありません。
家賃・管理費・食費・洗濯代(税込)
【計】 **75,000円** 2人部屋
84,000円 個室 小
90,000円 個室 大
※介護保険利用料、医療費等は利用した機関に別途必要となります

株式会社 ゆーぜん
デイサービス こころえ
訪問介護ステーション ゆーぜん
人が人として、人とともに、豊かに生きる

住宅型有料老人ホーム こころ 八代市鼠蔵町 280 番地 1 ☎ **0965-39-5507**

・介護予防・日常生活支援総合事業

八代市では高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、介護予防と、自立した日常生活の支援に取り組んでいます。介護予防・日常生活支援総合事業は、地域の実情に応じた多様なサービスです。総合事業対象者、要支援の認定を受けられた人を対象としており、利用者ご自身の状態に応じたサービスを受けることができます。

	サービス	認定状況	利用頻度
訪問型サービス	介護予防訪問介護相当サービス (身体介護・生活援助)	要支援1・2	週1回程度
			週2回程度
	えぶろんケアサービス (生活援助)	要支援2	週2回を超える
	シルバーえぶろんサービス	要支援1・2	月2回(1回60分まで)
	口腔機能の向上教室	事業対象者、要支援1・2	週1回(1回60分まで)
通所型サービス	スポット訪問リハビリ	要支援2	週2回(1回60分まで)
	介護予防通所介護相当サービス	事業対象者、要支援1・2	週1回以内(1回60分まで)
	お達者クラブ	要支援1	月1～2回(3～6カ月以内の利用)
		要支援2	全4回(6カ月以内の利用)
	お達者クラブリハビリ型	要支援1	週1回程度
		要支援2	週2回程度
	元気が出る学校	事業対象者、要支援1・2	週1回
			週2回以内
		事業対象者、要支援1・2	週1回
		要支援2	週2回以内
		事業対象者、要支援1・2	週1回(全16回)

〈広告〉

ヘルパーステーション ふうりん

事業所番号 4370203285

〈事業内容〉
訪問介護

- ・身体介護(入浴、排せつ、更衣等)
- ・生活援助(調理、掃除等)

介護タクシー

- ・通院乗降介助(介護保険可)(送迎、院内介助等)
- ・外出支援(金融機関・役所等)

お気軽にご相談ください

090-3324-1458

合同会社 QREET 八代市千丁町古閑出 2807-3
E-mail greet.yoshida@gmail.com FAX0965-46-1055

社会福祉法人 白寿会
特別養護老人ホーム

やすらぎ荘

通所介護・短期入所・居宅介護支援

八代郡氷川町鹿島945
TEL **52-0173** FAX **52-0685**

社会福祉法人 白寿会

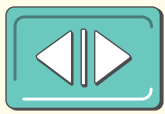
障害者支援施設 **のぞみ**

TEL **52-5505** FAX **62-8144**
グループホームのぞみ
TEL **52-1505** FAX **62-8144**
八代郡氷川町鹿島945

発見!

わたしのまちの
ユニバーサルデザイン

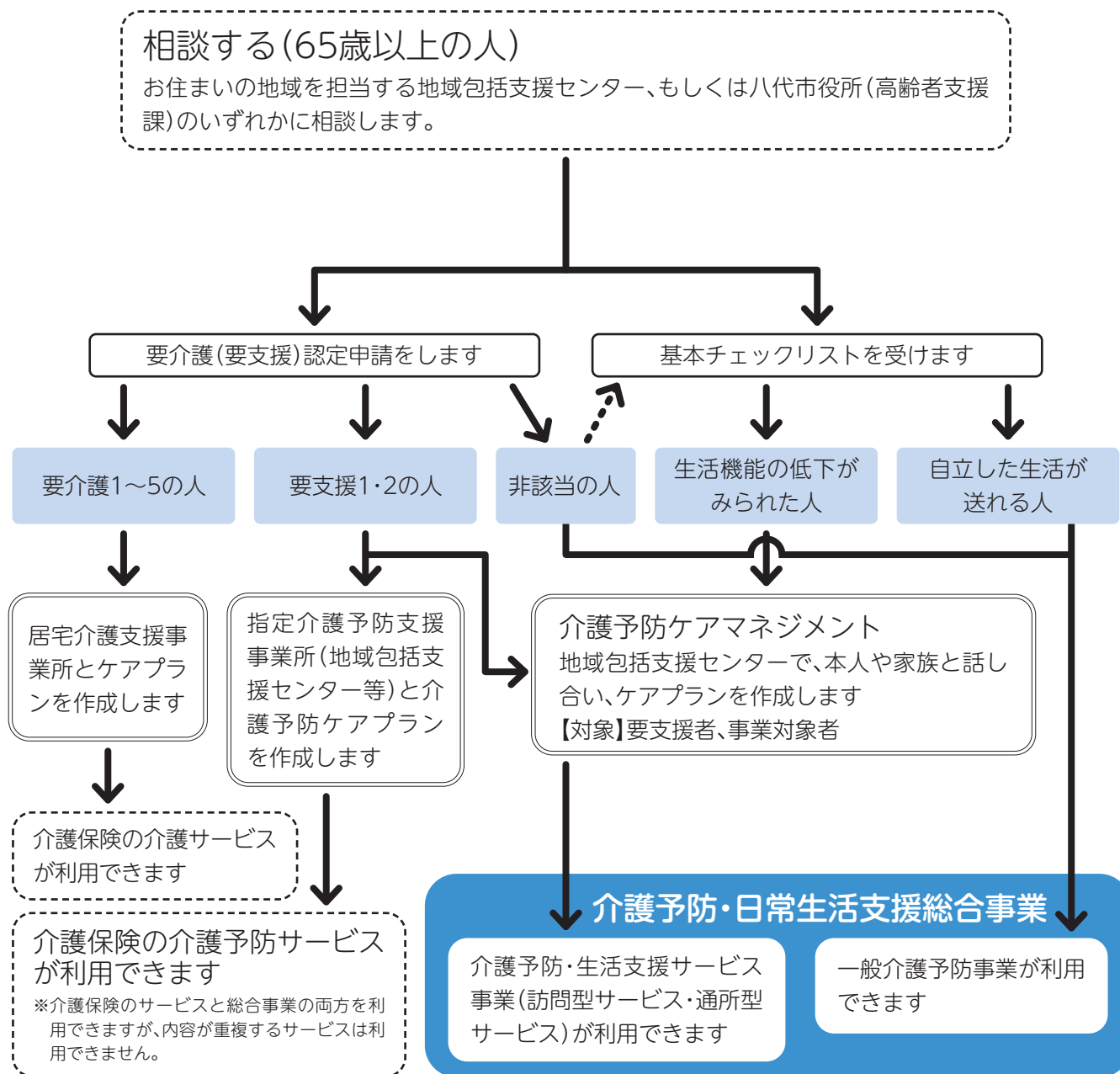
浮き出している
エレベーターのボタン



ひらく

点字がなくても触ると識別できる数字やマークが浮き出しているボタン。

■ 介護予防・日常生活支援総合事業利用の流れ



〈広告〉

不動産もできる解体屋

すべてまとめて解決いたします!!

お客様のたいせつなご資産の“次”を一緒に考える

解体

土地の売買

空き家管理

私たちは、建物に関わるあらゆる課題を一つの窓口で全てサポートします。

各種専門資格者が在籍し、専門的な視点で丁寧に対応致します。

見積・相談無料

株式会社 菊丸商会

☎0965-37-8930

八代市高下西町 1379-1

営業時間：平日 9:00~17:00 定休日：日曜日

当社 HP

LINE

インスタグラム

こちらから問合せすることが出来ますのでご覧ください

▶ 一般介護予防事業

「介護予防」とは「いつまでも住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らしていくため、介護が必要な状態にならないように生活を工夫し、健康づくりに取り組むこと」を目指します。

日々の生活の中で、筋力や心身の機能の衰えに早めに気づき、現在の状態の維持・向上のために、介護予防に取り組むことが大切です。

八代市では、介護予防教室、やつしろ元気体操教室等を実施しています。また、高齢者の通いの場づくりにも取り組んでいます。

● 地域包括支援センター

高齢者の総合相談窓口として、高齢者や家族からの相談に応じ、介護・保健・医療・福祉サービスなどの情報提供や関係機関との連絡調整など、総合的に支援しています。また、高齢者の虐待の防止、成年後見など権利擁護のために必要な援助や要支援1、2と認定された人および事業対象者の介護予防サービスを受けるためのケアプランを作成し、支援を行っています。

● あんしん相談センター

山間地域(泉・坂本)にお住まいの高齢者に関するさまざまな相談に応じ、相談内容に適した介護・保健・医療・福祉サービスなどの情報提供、要介護・要支援認定の申請や保健福祉サービスなどの利用申請の代行も行っています。

● 地域包括支援センター・あんしん相談センター一覧

▶ 八代市地域包括支援センター一覧

名称	所在地	連絡先	担当地区
第1地域包括支援センター(ふるさと)	鏡町内田742-2	53-2601	鏡・東陽・泉
第2地域包括支援センター(やまびこ)	上日置町2345	30-8071	太田郷・昭和・龍峯・千丁
第3地域包括支援センター(だいち)	井揚町3100	45-5568	松高・八千把
第4地域包括支援センター(しおかぜ)	郡築一番町180-1	37-3337	代陽・八代・麦島・郡築
第5地域包括支援センター(くまがわ)	植柳上町683-1	35-1111	植柳・高田・金剛・宮地
第6地域包括支援センター(おれんじ)	日奈久塩南町146-7	38-3373	日奈久・二見・坂本

▶ 八代市あんしん相談センター一覧

名称	所在地	連絡先	担当地区
あんしん相談センター 一灯苑	坂本町坂本1071	45-2320	坂本
あんしん相談センター さわやか荘	泉町下岳2974	67-2038	泉

特殊詐欺

気づいて防ごう!

あれ?と思ったら、
詐欺かも...
と疑いましょう。



警視庁HP

その他の特殊詐欺は、
こちらからも確認できます。

▶ オレオレ詐欺

「鞆を置き忘れた。小切手が入っていた。お金が必要だ。」



▶ 交際あっせん詐欺

「女性紹介」等と雑誌に掲載したり、メールを送りつける

▶ 預貯金詐欺

「口座が犯罪に利用されています。キャッシュカードの交換手続きが必要です。」
「医療費などの過払い金があります。手続きをするのでカードを取りに行きます。」

▶ 架空料金請求詐欺

「未払いの料金があります。今日中に払わなければ裁判になります。」などのメールやハガキ



特殊詐欺を未然に防ぐ4カ条

☑ 日頃から家族でよく話し合う

詐欺を見破った人の多くは、「息子(孫)と声や話し方が違った」「話に矛盾があった」といいます。

☑ 電話でお金の話をしないと約束しておく

☑ 家族で事前に「合言葉」を決めておく

☑ 常に「留守番電話」に設定してもらう

● 障がい者手帳

身体、知的、精神に障がいのある人などにさまざまな支援をしています。障がいのある人は、次のとおり手帳の交付を受け、障がいの程度により各種制度が利用できます。

種類	対象者	内容
身体障害者手帳	身体に障がいがある人	障がいがある人のための援助やサービスを受ける場合に必要の手帳です。手帳の交付申請には、身体障害者福祉法の第15条の指定を受けた医師の診断書が必要です。
療育手帳	知的に障がいがある人	知的障がい者・障がい児のための援助やサービスを受ける場合に必要の手帳です。18歳未満の人は児童相談所、18歳以上の人は県の福祉総合相談所の判定を受け、該当すれば手帳が交付されます。
精神障害者保健福祉手帳	精神に障がいがある人	精神障がい者への援助や各種制度上のサービスを受けやすくするものです。申請に基づき県の精神保健福祉センターで決定されると、手帳が交付されます。

こんなときには届出を

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたら、次のようなときには必ず届け出てください。

- ①居住地や氏名が変わったとき
- ②手帳を紛失したり、破損したとき
- ③障がいの程度に変更が生じたとき

● 手当と年金

項目	内容
特別障害者手当	日常生活において常に特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の人に支給します。(所得制限があります。)
障害児福祉手当	日常生活において常に特別の介護を必要とする在宅の20歳未満の人に支給します。(所得制限があります。)
特別児童扶養手当	身体や精神に障がいのあるお子さん(20歳未満)を養育している父母などに支給します。(所得制限があります。)
障害年金等	年金の障がい等級に該当する状態になったときに支給します。(ただし、納付要件を満たしている人)初診日に加入している年金制度などにより請求先が異なります。

● 医療費助成

▶ 自立支援医療(精神通院医療)の給付

指定医療機関において、精神疾患の継続的な通院による医療が必要な人に対し、医療費の一部を医療保険及び公費で負担します。

○ 申請について

申請区分	どんなとき	申請に必要なもの
新規申請	初めての申請のとき	申請書・意見書(指定医療機関)・資格確認書等・同意書・マイナンバーカード等
継続	有効期限の3か月前から	申請書・意見書(指定医療機関)※1・受給者証・資格確認書等・同意書・マイナンバーカード等
再申請	有効期限が過ぎたとき	申請書・意見書(指定医療機関)・受給者証・資格確認書等・同意書・マイナンバーカード等
医療機関変更	指定医療機関を変更するとき	申請書・受給者証・マイナンバーカード等
氏名・居住地の変更	氏名・住所が変わったとき	申請書・受給者証・マイナンバーカード等
保険の変更	保険が変更になった場合	申請書・受給者証・資格確認書等・マイナンバーカード等

※1 継続申請で、前回申請時に意見書を添付し、これまでの治療内容・方針に変更がない場合は意見書の添付は不要です。ただし、2年に1度は意見書を添付する必要があります。

➡ その他の書類が必要となる場合がありますので、詳しくは窓口へ問い合わせください。



保健・福祉・医療・年金

〈広告〉

医療法人社団 平成会
Medica Corporation Heiseikai

あなたの「困った」に寄り添います

八代市からの委託を受け、障がいを持つ方やそのご家族が、地域で安心して自分らしく生活を送る事ができるよう、様々な相談に応じ、支援を行います。フリースペースやプログラム活動もあります。

地域生活相談 支援センター すまいる

八代市田中西町 11-2
☎ 0965 45 9956

誰もが自分らしく・安心して暮らしている地域づくりを目指します。

八代圏域障がい者 基幹相談支援センター アクロス

八代市田中西町 11-2
☎ 0965 45 9577

▶ 自立支援医療(更生医療)の給付

指定医療機関において、18歳以上の身体障害者手帳を持っている人が、障がいを経くしたり回復させるために必要な医療(角膜手術・関節形成手術・人工内耳手術・心臓手術・人工腎臓透析・抗HIV療法など)を受ける場合に、医療費の一部を医療保険及び公費で負担します。

◆申請について

申請区分	どんなとき	申請に必要なもの
新規	初めての申請のとき	申請書・身体障害者手帳・意見書(指定医療機関)・資格確認書等・マイナンバーカード等
再認定	有効期限の3カ月前から	申請書・身体障害者手帳・意見書(指定医療機関)・資格確認書等・マイナンバーカード等
再申請	有効期限が過ぎたとき	申請書・身体障害者手帳・意見書(指定医療機関)・資格確認書等・マイナンバーカード等
医療機関変更	指定医療機関を変更するとき	申請書・身体障害者手帳・意見書(指定医療機関)・マイナンバーカード等
氏名・居住地の変更	氏名・住所が変わったとき	申請書・マイナンバーカード等
保険の変更	保険が変更になった場合	申請書・資格確認書等・マイナンバーカード等

※その他の書類が必要となる場合がありますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。

▶ 自立支援医療(育成医療)の給付

指定医療機関において、18歳未満の身体に障がいのある人が、障がいを経くしたり回復させる治療(手術)を受ける場合に、医療費の一部を医療保険及び公費で負担します。

◆申請について

申請区分	どんなとき	申請に必要なもの
新規	初めての申請のとき	申請書・意見書(指定医療機関)・資格確認書等・マイナンバーカード等

申請区分	どんなとき	申請に必要なもの
再認定	有効期限の3カ月前から	申請書・意見書(指定医療機関)・資格確認書等・マイナンバーカード等
再申請	有効期限が過ぎたとき	申請書・意見書(指定医療機関)・資格確認書等・マイナンバーカード等
医療機関変更	指定医療機関を変更するとき	申請書・意見書(指定医療機関)・マイナンバーカード等
氏名・居住地の変更	氏名・住所が変わったとき	申請書・マイナンバーカード等
保険の変更	保険が変更になった場合	申請書・資格確認書等・マイナンバーカード等

※その他の書類が必要となる場合がありますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。

▶ 重度心身障がい者医療費助成

重度障がい者医療制度とは

八代市では、重度障がい者の健康の保持および福祉の向上を図ることを目的として、保険診療による一部負担金を助成しています。

◆重度障がい者医療の対象者

3歳以上の人で八代市に住所を有し、国民健康保険の被保険者か医療保険各法の被保険者または被扶養者で、次のいずれかに該当する人。(ただし、八代市の決定により身体障がい者施設または知的障がい者養護施設などに入所したため八代市外に住所を変更した場合は、八代市の重度障がい者医療の対象者となります。)

- ①身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている人
- ②療育手帳A判定の交付を受けている人
- ③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
- ④福祉手当受給相当者

※他の市町村などの決定で八代市内の身体障がい者施設などに入所するために八代市に住所を変更した場合は、対象者になりません。

また、前年の所得が限度額を超えている人は、重度障がい者医療費助成を受けることができません。

医療費の自己負担額／入院:2,000円、入院外:1,000円(ひと月ごと)

〈広告〉

福祉ランドを目指して…KIRARI GROUP

A型 就労継続支援A型 WORKING OFFICE

きらりハイド

☎0965-35-0007 八代市長田町2821-1

A型 就労継続支援A型 WORKING OFFICE

きらり宇土

☎0964-22-3317

B型 就労継続支援B型 DREAM KIRARI

ドリームきらり

☎0964-22-3355

放課後デイ 放課後等デイサービス DAY KIRARI

デイきらり

☎0964-22-1400

グループホーム KIRARI HOME

きらりホーム

1号館
2号館
3号館

選択支援 就労選択支援事業 KIRARI SELECT

きらりセレクト

☎0964-22-3317

きらりグループ本部 〒869-0442 熊本県宇土市城之浦町108-9
株式会社 **ヨシダプロテクト** ☎0964-22-3317
E-mail: yoshicre@bronze.ocn.ne.jp

workingoffice_kirari
day.kirari2

発見!

**わたしのまちの
ユニバーサルデザイン**

高さの違う記載台

車いすの方や身長の高さに合わせて
そのまま気持ちよく使える記載台。

・障がい者・障がい児の相談窓口

▶ 相談支援事業

- 障がい者や障がい児、その保護者を対象に日常生活や障害福祉サービス、障害児通所支援事業の利用などについて、専門職員が相談をお受けします。また、申請をするときの支援やサービス事業者との連絡調整なども行います。

事業所名	住所	担当校区	連絡先	相談時間
障害者相談支援事業所 ひかわ	八代郡氷川町宮原 1167-2	氷川町、東陽、泉、鏡	☎:0965-62-4081 相談員:090-5730-7102 FAX:0965-62-4080	月曜～金曜(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時30分
障害者相談支援事業所 すまいる	八代市田中西町 11-2	大田郷、昭和、龍峯、千丁、八千把	☎:0965-45-9956 FAX:0965-45-9956	月曜～土曜(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時
障害者相談支援事業所 しおん	八代市西片町 1717-1	松高、郡築、麦島、八代、代陽	☎:090-2338-6072 相談員:080-2773-8975	月曜～土曜(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時30分
障害者相談支援事業所 えなん	八代市松江本町 5-15	植柳、高田、金剛、宮地、日奈久、二見、坂本	☎:0965-45-9012 相談員:080-1786-6955 FAX:0965-45-9013	月曜～金曜(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時30分

▶ 八代市障がい者虐待防止センター

- 虐待を受けていると思われる障がい者を発見した人や虐待を受けていると思われる人は、八代市障がい者虐待防止センターへお知らせください。

通報及び相談先	八代市障がい者虐待防止センター(八代市障がい者支援課内)	☎ 35-0294
---------	------------------------------	-----------

・各種障がい者・障がい児支援

各事業を利用できる障がいの種類・程度などの要件は事業ごとに異なります。
利用する場合は事前に申請が必要となります。

事業名	対象者	事業の概要
障害福祉サービス	障がい者・障がい児、難病患者等	地域での自立した生活を支援するためのサービスを提供します。 ・訪問系サービス(ホームヘルプなど) ・日中活動系サービス(生活介護・自立訓練など) ・居住系サービス(グループホーム・施設入所支援など)
障害児通所支援	障がい児や障がいの疑いのある児、難病患者等	基本的日常生活動作や社会生活適応などの支援をするための、通所サービスを提供します。 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス など
自動車運転免許取得費用助成事業	障がい者手帳の交付を受けている人	運転免許を取得するときに10万円を限度として助成します。
自動車改造費助成事業	上・下肢または体幹機能障がい者	自ら運転する自動車の手動装置などを改造するときに10万円を限度として助成します。
補装具の交付・修理	身体障害者手帳の交付を受けている人・難病患者等	日常生活を容易にするため、補装具(義眼・補聴器など)の交付・修理をします。
日常生活用具の給付	身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている人、難病患者等	日常生活を容易にするため、各種用具(特殊寝台・入浴補助用具・スローマ装具など)を給付します。
訪問入浴サービス	重度の身体障がいにより、自宅での入浴介助が困難な人	自宅に訪問して、入浴サービスを行います。
移動支援事業	全身性障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)(ただし、条件あり)	社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の支援を行います。(月12時間を限度)
日中一時支援事業	日中短期入所…在宅において介護を受けることが困難な障がい者手帳の交付を受けている人 障がい児タイムケア…障がい者手帳の交付を受けている児童・生徒	日中短期入所…一時的に預かり、日中における活動の場を提供します。 障がい児タイムケア…放課後等に活動場所が必要な障がい児の預かり及び日常的な支援を行います。
点字市報・声の市報	視覚障がい者障がい者手帳の交付を受けている人	市報を読んで聞かせる人がいない場合、点字版または音声録音した広報を提供します。

事業名	対象者	事業の概要
緊急通報装置設置	重度障がい者のみの世帯	相談、急病及び災害等の緊急時に対応するため、緊急通報装置を設置します。(一部自己負担あり)
住宅改造費助成事業	重度の身体・知的障がい者がいる世帯	障がい者の自立及び介護者の負担を軽減するため住宅の改造などの経費を一部助成します。 【助成額】70万円(上限額) ※対象となる工事は要件がありますので詳細は問い合わせてください。
意思疎通支援事業 《手話通訳者等派遣事業》	聴覚障がい者等	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある市内に居住する障がい者等とその他の者との意思疎通を支援するため、公的機関、教育、病院等の社会生活上必要な内容に対して手話通訳者等を派遣します。 費用は原則無料(入場料、参加費に類する費用や市外派遣の際の交通費は申請者負担)です。
車いすの無料貸出	病気や怪我等で歩行が困難な人や市内の外出で車いすを利用する人	一時的に家庭で車いすが必要な人に一週間程度貸与します。

児童福祉

☎ こども未来課 ☎ 33-8721

● 保育所

保育所は、保護者の就労やその他の理由により家庭で保育できない場合に、保護者に代わって児童を保育する施設です。

※保育を必要とする事由：就労、妊娠・出産、保護者の傷病、同居親族の介護・看護、災害、求職活動中、就学、下の子の育児休業、下の子の育児期間など

● 認定こども園

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供するところです。教育と保育を一体的に行っています。

● 地域型保育施設

満3歳未満の子どもを対象に小規模保育を実施しています。

▶ 入所申込について

提出書類

- ・ 保育所等入所申込書兼特定教育保育給付認定申請書
- ・ 就労証明書

※他にも状況に応じて添付書類が必要な場合がありますので問い合わせください

▶ 利用者負担額(保育料)

八代市に住民登録があるすべてのこどもの保育料は無料です。

※一部の世帯では、3歳以上児の副食費(おかず代)の負担があります。



保健・福祉・医療・年金



市内保育所一覧

(令和8年4月1日現在)

校区	公立保育所	定員	所在地	連絡先
太田郷	太田郷ひびき保育園	60	日置町308	32-3374
高田	高田あけぼの保育園	60	本野町522	32-3923
金剛	金剛みどり保育園	60	高植本町1609-2	32-5380
郡築	郡築しおかぜ保育園	70	郡築六番町81-3	37-0426
千丁	千丁みどり保育園	120	千丁町新牟田1357-3	46-0088
鏡	鏡保育園	120	鏡町鏡村190-4	52-0453
泉	下岳保育園(休園)	0	泉町下岳1687	67-2527

校区	私立保育所	定員	所在地	連絡先
代陽	白鷺保育園	70	本町二丁目3-46	35-1820
	つるまる保育園	130	横手町1648	34-1003
八代	ゆかり乳児保育園	70	八幡町1-51-2	35-3093
	パール保育園	80	築添町1625-1	35-5782
	ひかり夜間保育園	20	新地町1-27-4	33-5390
太田郷	くおん保育園	90	上片町1549	32-3051
	夕葉保育園	70	若草町3-5	32-7746
	からたち保育園	40	萩原町一丁目7-36	33-3722
	たから保育園	100	清水町4-7	33-5502
	八代ひまわり保育園	90	井上町330	34-7008
植柳	いずみ保育園	90	植柳元町5940	32-6067
郡築	白島ざんが保育園	25	郡築二番町110-3	37-0202
麦島	やすらぎ保育園	60	古城町2264-3	33-3538
	キューピー保育園	45	迎町二丁目13-7	33-3395
	八代白梅保育園	40	千反町一丁目3-3	34-4501
松高	杉の実保育園	100	井揚町2274	33-5503
	しらぬい保育園	120	高小原町1507-1	34-1002
	八代双葉保育園	90	松崎町453-4	32-3279
八千把	わかみや保育園	90	古閑中町1356	35-3115
	海士江保育園	120	海士江町3428	33-0343
	わらび保育園	130	田中西町14-10	35-6388
	わかあゆ保育園	50	大村町3916	35-1000
高田	高田東部保育園	90	豊原上町2920-2-4	32-4690
	八代つくし保育園	110	高下西町2283	34-5308
金剛	あげまち保育園	90	揚町35-2	35-6666

校区	私立保育所	定員	所在地	連絡先
昭和	昭和保育園	35	昭和明徴町834-7	37-2393
宮地	バンビ保育園	60	西宮町1452	34-3514
	かわたけ保育園	60	宮地町2000	33-8686
日奈久	みずほ保育園	60	日奈久大坪町3680-1	38-0462
	天真保育園	30	日奈久上西町372-4	38-0505
二見	二見中央保育園	25	二見下大野町131	38-9420
	光嶺保育園	20	二見本町982	38-9032
坂本	あさひ森の保育園	40	坂本町鶴喰2226-1	45-8736
	真愛保育園	20	坂本町百済来上2718-1	45-8809
千丁	和晃保育園	45	千丁町古閑出2211-3	46-2638
鏡	若葉保育園	50	鏡町下有佐252	52-1398
	文政保育園	90	鏡町両出65-2	52-1055
	鏡しらぬい保育園	55	鏡町内田742-12	37-8188
	有佐保育園	70	鏡町中島1344	52-0508
	文政第二保育園	40	鏡町貝洲809-1	53-9454
	北新地海音保育園	60	鏡町北新地709-3	53-9426
東陽	太陽保育園	20	東陽町南3100-1	65-2214
	河俣保育園	20	東陽町河俣2620	65-2267

校区	地域型保育施設	定員	所在地	連絡先
郡築	リス託児所	12	郡築八番町45-4	37-0303
	八代病院プチとまと	8	郡築一番町179	37-3030
宮地	ありんこ園	12	妙見町2377-3	30-0701

校区	認定こども園	定員	所在地	連絡先
代陽	聖愛幼稚園	60	袋町5-1	32-3303
八千把	八千把こども園	165	上野町1268-2	35-7725
八代	八代ひかり保育園	250	新地町1-18	33-5391
千丁	あけぼの保育園	115	千丁町新牟田141-1	46-0126
金剛	ひので保育園	155	三江湖町1427	35-9501

※延長保育・休日保育・一時保育等の特別保育を実施している園もあります。各園またはこども未来課にお問合せください。



保健・福祉・医療・年金

• こども誰でも通園制度

0歳6カ月から満3歳未満の保育所等に通っていない子どもが、月10時間の範囲内で、保護者の就労状況や理由にかかわらず、保育所などに通うことができます。



詳細はこちら

• こどもプラザ

乳幼児(主に0～3歳)とその保護者など、子育て親子が気軽に集える場所です。親子で遊んだり、親同士の交流、子育て講座などの開催、子育ての悩みなどの相談を受け付けています。

- こどもプラザ わくわく
(イオン八代店2階 ☎30-7140)
開設日 月～金曜日
開設時間 午前10時～午後3時
※午後3時～午後4時は個別相談対応のみ
- こどもプラザ すくすく
(マックスバリュ八代店2階 ☎32-0404)
開設日 月・火・水・金曜日
開設時間 午前10時～午後3時
※午後3時～午後4時は個別相談対応のみ

• 子育て支援センター

6つの保育園に併設してあり、0歳から就学前までの子育て親子が気軽に集い、自由に遊んだり、子育ての情報の交換や相談などができる場所です。保育士などが、親子のふれあいやつながりを深める、お手伝いをしています。

- 市子育て支援センター(高田東部保育園) ☎31-7468
- 南部子育て支援センター(ひので保育園) ☎33-2393
- 北部子育て支援センター(しらぬい保育園) ☎34-1056
- ひまわり子育て支援センター(八代ひまわり保育園) ☎34-7008
- 鏡子育て支援センター(文政保育園) ☎52-1219
- 千丁子育て支援センター(千丁みどり保育園) ☎46-0088

• 病児・病後児保育

病気や病気の回復期の子どもで、保護者が仕事などの理由により家庭で看護できないときに、一時的にお預かりします。事前に窓口またはオンライン申請からの利用登録が必要です。窓口で利用登録の際は、母子健康手帳をお持ちください。ご家庭の所得に応じて利用料金が必要です。

▶ 実施施設

- キッズケアホーム
(横手新町7-18 ベルフラワー201号 ☎32-0544)
開設日時 月～金曜日 午前7時30分～午後6時
- 病児・病後児ハウスひかり
(新地町1-20-2 八代ひかり保育園正門横 ☎33-5391)
開設日時 月～金曜日 午前7時30分～午後6時
- 八代北部地域医療センター病児・病後児保育室「ハグ・くむ」
(氷川町今151-1 八代北部地域医療センター東側棟 ☎53-5121)
開設日時 月～金曜日 午前7時30分～午後6時

※祝日・盆・年末年始を除きます。



詳細はこちら

あったかねっと
病児保育HP



保健・福祉・医療・年金



● 放課後児童クラブ

放課後や夏休みなどの長期休暇において、保護者が仕事などにより昼間、家庭にいない小学生児童を対象に、小学校学校施設や保育所などで適切な遊びの場や生活の場を提供し、子どもの安全・安心を確保します。

希望する児童クラブに直接申し込みください。

● 開設日時、利用料金などは各クラブに問い合わせください。

校区	施設名	所在地	電話
代陽	代陽児童クラブ	北の丸町1-7 代陽小学校内	080-3986-1863
代陽(松高)	つるまる児童クラブ	横手町1648-1 つるまる保育園内	34-1003
八代(松高)	ひかり児童クラブ	新地町1-27-1 ひかり児童館内	33-5391
	第2ひかり児童クラブ		
	第3ひかり児童クラブ		
松高	松高児童クラブ	高小原町1507-1 しらぬい保育園内	34-1002
	しらぬい児童クラブ	高小原町1476-2	45-5223
太田郷	太田郷児童育成クラブ	日置町445 太田郷小学校内	070-2384-8220
	第2太田郷児童育成クラブ		
龍峯	龍峯児童クラブ	岡町谷川1043 龍峯小学校内	39-1212
植柳	いずみ児童クラブ	植柳元町5871-16 いずみ保育園内	32-6067
高田(植柳)	つくし児童クラブ	高下西町2283 八代つくし保育園内	34-5308
麦島	NPO法人こむぎクラブ	迎町1丁目16-1-1 麦島小学校内	35-6080
八千把	八千把児童育成こあらクラブ	上野町1131 八千把小学校内	32-6942
	海士江児童クラブ	海士江町3428 海士江保育園内	33-0385
	八千把こども園ジュニアクラブ	上野町1268-2 八千把こども園内	35-7725
	わかみやジュニアクラブ	古閑中町1356 わかみや保育園内	35-3115
高田	とうぶ児童クラブ	豊原上町2920-2-4 高田東部保育園内	32-4690
高田	高田放課後クラブ	本野町187 八代市地域ふれあいセンター内	080-3979-8116
郡築	郡築児童クラブ	郡築二番町110-3 白島ざんが保育園内	37-0202
金剛	ひので児童クラブ	三江湖町1427-14 ひので保育園もあい館内	35-9501
金剛(植柳)	あげまち児童クラブ	揚町35-2 あげまち保育園内	35-6666
宮地	放課後児童クラブとら太	妙見町2377-3 NPO法人とら太の会内	30-0701
日奈久	日奈久はぐくみ児童クラブ	日奈久上西町372-4 天真保育園内	38-0505
	みずほ学童クラブ	日奈久大坪町3680-1	38-0462
二見	二見中央児童クラブFriends	二見下大野町131 二見中央保育園内	38-9420
二見	光嶺学童クラブ	二見本町982 光嶺保育園内	38-9032
八竜	坂本町放課後児童クラブ	坂本町中谷い1270 さかもと青少年センター内	45-2275
八竜	真愛学童クラブ	坂本町百済来上2718-1 真愛保育園内	45-8809
千丁	千丁いぐさこ児童クラブ	千丁町新牟田1434 千丁コミュニティセンター内	090-9561-1645
	千丁いぐさこ第2児童クラブ		
鏡	鏡すくすくスクール	鏡町鏡村609-1 鏡小学校内	080-3952-2246
	鏡キッズクラブ		
有佐	有佐学童クラブ	鏡町中島1344 有佐保育園内	52-0508
文政	文政学童クラブ	鏡町両出65-2 文政保育園内	52-1055
文政	海音児童クラブ	鏡町北新地709-3 北新地海音保育園内	53-9426
東陽	東陽キッズクラブ	東陽町南3405-2 東陽小学校内	090-9565-2131

○着色しているクラブは送迎ありのクラブ

*クラブごとで送迎区域が異なりますので、詳しくはクラブへ問い合わせください。

● ショートステイ・トワイライトステイ(子育て短期支援事業)

保護者が病気や仕事などで一時的に家庭での養育が困難となった子どもを、施設などでお預かりします。事前に窓口で利用登録が必要です。ご家庭の所得に応じて利用料金が必要です。

● ショートステイ

疾病や出産、看護、出張、冠婚葬祭、公的な行事への参加などの場合に利用できます。宿泊も可能で、原則7日以内です。ただし、仕事が理由の場合は利用できません。

● トワイライトステイ

夜間(午後5時～午後10時の間)や休日(土日・祝日)に、保護者が仕事などの理由の場合に利用できます。宿泊はできません。

● 実施施設

八代乳児院(2歳未満)、八代ナザレ園(2歳以上) 里親

ファミリーサポートセンター

ファミリーサポートセンターは、会員同士が育児を助け合う組織です。育児の援助を受けたい人を「利用会員」、援助を行いたい人を「提供会員」と呼びます。会員となるには、あらかじめ登録が必要です。センターでは、会員相互の連絡調整を行い、援助活動を支援しています。

こんなときはファミリーサポートセンターを

- ・残業のときなどに保育園や放課後児童クラブなどへのお迎えやその後の預かり
- ・病院や美容院など用事を済ませる間の預かりなど

利用料金 1時間600円(土日祝日は700円)

原則として、午前7時～午後8時(宿泊を伴う預かりは行いません。)

センター事務局

市役所こども家庭支援課

午前8時30分～午後5時15分 ☎37-6800

※援助活動を行う提供会員のサポーター講習会を定期的に行っています。

児童手当

高校生年代までの児童を養育されている人に支給されます。

支給期間は、申請した翌月から18歳に達した日以降の最初の3月31日までとなっていますが、申請をしないと手当が受けられませんので、忘れずに申請をしてください。

▶ 児童手当の額および支給月

▶ 手当額

年齢		支給額(月額)
3歳未満	第1子・2子	15,000円
	第3子以降	30,000円
3歳以上	第1子・2子	10,000円
	第3子以降	30,000円

※第3子以降の多子加算については22歳年度末までの子が対象となります。ただし受給者が監護相当の世話をし、かつ生計費の負担をしている場合に限りです。

▶ 支給月／4月、6月、8月、10月、12月、2月に前月までの2カ月分を支給

こども医療費助成

子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもの健康保持と健全な育成を図るため、こどもの通院・入院などにかかる医療費を全額助成します。

▶ 対象者

0歳～18歳(高校3年生相当)の子ども
(子ども・保護者(養育者)が市内に住民登録がある人)

▶ 助成方法

県内の医療機関の通院や保険調剤薬局の薬剤費は、窓口で無料です。入院や、一つの医療機関における月ごとの医療費が21,000円以上の場合は、いったん医療機関などにお支払いいただき、助成申請が必要です。

※医療保険適用分が助成の対象となり、次の費用は対象になりません。

- ・医療保険の対象とならない費用
- ・入院時の食事療養費
- ・医療保険から高額療養費として支給される費用
- ・保育園、幼稚園、学校でのケガ等で災害共済給付金の支給を受けるとき

八代市出産祝い金

市の次世代を担う子どもの出生を祝福し、健全な育成に資することを目的として、祝い金を支給します。

▶ 支給対象者(次のいずれにも該当する者)

- ・出産をした者またはその配偶者
- ・出産をした日において、八代市に住民登録があり、かつ申請日までの間、市に住民登録があること。
- ・申請以後1年以上、本市に居住の意思があること。

▶ 支給額

第1子…30,000円

第2子…50,000円

第3子以降…100,000円

▶ 手続きに必要なもの

受給者の預金口座がわかるもの

子育てに関する相談窓口

▶ 市民相談室 ☎33-4452

(月～金 午前8時30分～午後5時)

女性相談支援員・母子・父子自立支援員が、家庭や子ども、女性問題、ひとり親家庭などの相談に応じます。

▶ 子育て相談窓口 ☎32-6100

こどもプラザわくわく内(イオン八代店2階)

(月～金 午前10時～午後4時)

幼稚園や保育園、さまざまな子育て支援サービスを、スムーズに利用できるように、子育て相談専門員が相談を受け、情報の提供やアドバイスを行います。

▶ 児童虐待を疑ったり、発見したら…

- ・市役所こども家庭支援課 ☎45-5523
- ・熊本県八代児童相談所 ☎33-3247
- ・児童相談所全国共通ダイヤル 189(いちはやく)番へ

ひとり親家庭への福祉

☎こども家庭支援課 ☎37-6800

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭および父子家庭、または父母に代わって児童を養育する養育者の生活の安定と自立を助け、福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

▶ 対象児童

18歳に達する日以後の最初の3月31日まで

※(政令で定める程度の障がいのある場合は20歳未満)

- ・父母が離婚後、父(母)と別れて生活している児童
- ・父(母)が死亡した児童
- ・父(母)が重度の障がいの状態にある児童
- ・父(母)が裁判所への申立てにより保護命令を受けた児童
- ・婚姻(事実婚も含む)によらないで生まれた児童

など

➡ **支給額(月額)** ※令和8年4月現在
受給者の所得に応じて支給します。

	全部支給	一部支給
児童1人	48,050円	48,040円～11,340円
児童2人目以降	11,350円加算	11,340円～5,680円加算

※認定された場合、申請書を受理した月の翌月分から支給されます。

➡ **支給月**

毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の11日(土日祝日の場合は、前営業日)に、その前月までの分を支給します。

➡ **手続き**

事前に相談の上、必要な書類をそろえて申請してください。

※児童扶養手当認定後は、毎年8月に現況届の提出が必要です。

※一部の手続きでオンライン申請(詳細はP60に掲載)を行っています。

● **ひとり親家庭等医療費助成**

ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、母子等の健康保持を図るため、医療費の自己負担額の3分の2を助成します。

➡ **対象者**

- ・母子家庭の母および扶養している児童
- ・父子家庭の父および扶養している児童
- ・父母のない児童

※児童は、18歳に達する日以後の3月31日までの間にある人。母または父は、20歳未満の児童を扶養している人。

※18歳(高校3年生相当)までの市内に住民登録がある児童は、こども医療費助成(全額助成)をご利用ください。

※医療保険適用分が助成の対象となり、次の費用は対象になりません。

- ・医療保険の対象とならない費用
- ・入院時の食事療養費
- ・医療保険から高額療養費や附加給付金として支給される費用

➡ **助成方法**

いったん医療機関等にお支払いいただき、助成申請が必要です。

● **ひとり親家庭等日常生活支援**

母子家庭・父子家庭および寡婦の人が、技能習得や就職活動などの自立促進に必要な事由、または、疾病、出産、看護、冠婚葬祭、出張、学校等の公的行事への参加などにより一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合や、母子・父子家庭になって間もなく生活が不安定な場合など家庭支援員の派遣により生活援助や子育て支援を受けることができます。ご家庭の所得に応じて利用料金がが必要です。

➡ **支援内容**

- ・生活援助……利用者宅で家事・介護その他の日常生活のお手伝い
- ・子育て支援……保育サービス(支援員の居宅等での預かり)

※家庭生活支援員の派遣を希望する場合、事前に登録し、派遣依頼の申込みが必要です。

● **就労支援**

▶ **ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金**

母子家庭の母・父子家庭の父の自立を促進するため、就職に結びつく可能性の高い講座を受講する費用の一部を支給します。

➡ **対象講座**

雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座など

➡ **支給額**

支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の6割に相当する額です。(ただし、支給額には上限、下限があります。)

➡ **手続き**

希望する人は、対象講座開始日の15日前までに母子・父子自立支援員との事前相談を行い、対象講座としての指定を受ける必要があります。

※雇用保険制度の教育訓練給付を受けられる人も、差額を支給することが可能になりました。

● **ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金**

母子家庭の母・父子家庭の父が就職に有利な資格取得を目指し、専門学校や大学等の養成機関で1年間以上修業する場合に、生活の負担の軽減を図るため訓練促進費を給付します。また、卒業後に修了一時金を支給します。(養成機関などが遠隔地にあり通学が困難な場合や働きながら資格取得を目指す場合などは、通信教育による修業も可能です。)

➡ **対象資格**

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師、調理師、栄養士 など

➡ **支給額**

	訓練促進給付金(月額)	修了一時金
市民税課税世帯	70,500円※	25,000円
市民税非課税世帯	100,000円※	50,000円

※卒業までの最後の1年間は40,000円を加算します。

➡ **支給期間**

修業期間中(最大4年間まで)。ただし、支給申請のあった月分から支給します。

➡ **手続き**

養成機関へ入学後、必要な書類をそろえて申請してください。

※熊本県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(入学準備金・就職準備金)の貸付制度もあります。

▶ **就労自立促進事業**

児童扶養手当を受給されており、就労可能で就労意欲のある人に対し、ハローワークと福祉事務所などによる「就労支援チーム」が、支援対象者に応じた就職活動を支援します。

➡ **支援の内容**

就労支援チームが、支援対象者の希望・意向を十分に尊重して「支援プラン」を作成します。就職の目標時期や具体的な就職活動を、計画性を持って支援します。

➡ **問合せ**

ハローワーク八代 職業紹介部門 ☎ 31-8609

子どもへの学習支援

▶ 地域の学習教室

学習に支障のあるひとり親家庭等の子どもたちに、最寄りの地域で、学びの場・安らぎの居場所を確保・提供する事業です。

●対象者／ひとり親家庭等の小・中学生

●費用／1回 100円が上限

※実施場所や参加申込などの問合せは、

熊本市ひとり親家庭福祉協議会 ☎096-331-6735

▶ ひとり親家庭 応援の塾

県内各地の学習塾の協力・支援により、受講料の割引制度を設けている塾のことです。受講料の割引に加え、塾によっては県からの助成を受け教材の無料配布などさまざまな支援を行っています。

対象となる塾にて、手続きを行ってください。

生活保護

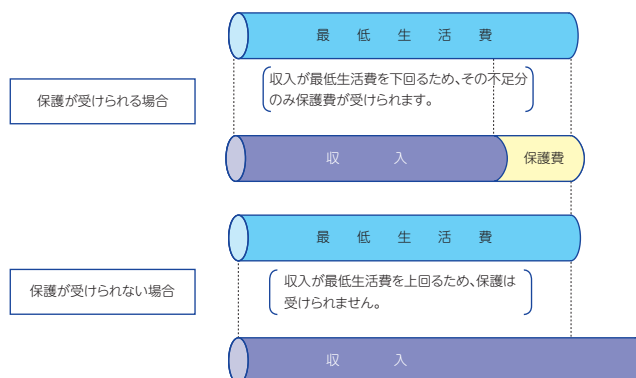
☎生活援護課 ☎33-8722

● 生活保護

病気やその他の理由により、自力ではどうしても生活できなくなった人に対し、生活保護の制度があります。世帯全体の資産や収入の状況、身内の人からの援助の有無などを調査し、最低基準(最低生活費)に満たない人には、この制度が適用され、基準に満たない分が扶助されます。

ご相談や問い合わせについては、生活援護課までご連絡ください。

▶ 保護の要否(最低生活費と収入との比較)



生活困窮者自立支援

● 生活困窮者自立相談支援センター

相談窓口	住所	連絡先
八代市社会福祉協議会本所	本町一丁目9-14	62-8228
八代市社会福祉協議会鏡支所	鏡町鏡村720	52-0677

心身の問題、仕事の問題、子どもや家庭の問題で、悩みを抱えている人が自立した生活を送れるように、問題解決に向けて相談や支援を行います。

専門の相談員が悩みを聴き、問題点を整理して支援プランを作成します。さらに、プランに沿って各種支援機関(制度)の利用をコーディネートし、包括的な支援を行います。

まずは、お電話ください！

【例えば…】

- ・失業してなかなか次の仕事が決まらず、収入がない。
- ・長期の引きこもりで社会生活に適應できない。
- ・家賃を滞納していて立ち退きを迫られている。
- ・借金や多重債務で生活が苦しい。
- ・ひとり親家庭で子育てもあって仕事が見つからない。
- ・家族が病気になり生活が苦しい。
- ・両親の介護があり仕事が出来ず、生活が苦しい。

Consideration

「バリアフリー」ってなに？

身近にあるバリアを考えてみよう

「バリアフリー」とは障害のある人にとって、生活の中で不便に感じていることや、障壁になっている物事をなくすことです。バリアについて学び、自分にできることを考えてみましょう。

〔文化・精神面でのバリア〕

情報の伝え方が不十分であるために、必要な情報が平等に得られないバリアがあります。例えば視覚に頼ったタッチパネル式のための操作盤、点字・手話通訳のない講演会などです。

【具体例】

- ▶ 窓口の案内が音声のみで、聞こえない人や聞き取る力が弱い人がコミュニケーションをとれない。
- ▶ 情報が多い場所では、必要な情報を取捨選択できずにパニックになってしまうことがある。



救急医療

● 夜間と休日の医療について

八代市では、市民の皆様の急な病気に対応するために、休日・夜間に診療・相談が実施されています。



市ホームページ

▶ ① 八代市夜間急患センター

平日と土曜日の夜間の診療

☎ 問合せ先／☎ 31-6999

※受診前には必ず電話でのご連絡をお願いします。

◎ 住所

平山新町4438-3(八代市医師会立病院内)

◎ 診療内容／内科・外科・整形外科・小児科



八代市医師会
夜間急患センター

◎ 診療時間

月曜日～土曜日、午後7時～午後10時(日曜日、祝日、5月連休及び年末年始除く。)

▶ ② 休日在宅医

日曜および祝日の昼間の診療

◎ 問合せ先

☎ 34-7001：八代市医師会テレホンサービス

☎ 62-2212：八代郡市医師会(坂本町、千丁町、鏡町、東陽町、泉町)

◎ 診療内容／外科、内科・小児科



八代市医師会
休日在宅医

◎ 診療時間

日曜日・祝日、午前9時～午後5時(5月連休、年末年始含む)

▶ ③ 救急歯科診療

日曜および祝日の昼間の診療

◎ 場所

八代歯科医師会口腔保健センター(救急歯科診療)

日曜・祝日の歯科診療

◎ 問合せ先／☎ 31-8020

◎ 住所／上野町折口3591-14

◎ 診療時間

日曜日・祝日(5月連休、年末年始含む)
午前10時～午後4時



八代市歯科医師会
救急診療

▶ ④ 熊本県子ども医療電話相談

夜間の子どもの急な病気などに関する電話相談窓口

☎ 電話番号／#8000

※ダイヤル回線、IP電話、光電話の場合は ☎ 096-364-9999

◎ 受付時間

- ・ 平日 午後7時～翌朝8時まで
- ・ 土曜日 午後3時～翌朝8時まで
- ・ 日・祝日 午前8時～翌朝8時まで

◎ 内容

- ・ 子どもの急な病気への対処方法や応急処置について
- ・ 受診可能な医療機関の情報提供
- ・ 夜間や休日に対応できる医療機関の情報提供

◎ 相談員

- ・ 午後7時から午後11時までは、県内の相談員が対応
- ・ それ以外の時間帯は、県外のコールセンターに転送
- ・ いずれも、経験のある看護師が対応

● 救急電話相談

急な病気やケガをしたときの電話相談窓口

☎ 電話番号／#7119

※ダイヤル回線、IP電話、光電話の場合は ☎ 03-6456-3290

◎ 相談時間

- ・ 24時間／365日

◎ 内容

- ・ 医療機関受診の必要性や応急手当の方法を相談員が助言

◎ 相談員

- ・ 看護師が対応
- ・ 必要に応じて、常時待機している医師が助言、指導

◎ 対象者

- ・ 熊本県に在住または滞在している人(主に15歳以上)

※お子様の急な病気への対応や応急処置については「こども医療電話相談」#8000もあります



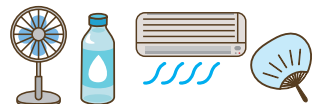
保健・福祉・医療・年金

熱中症に気を付けよう!

熱中症の応急手当

涼しい場所や日陰のある場所へ移動し、衣服を緩め、安静に寝かせる、エアコンをつける、扇風機・うちわなどで風をあて、体を冷やす。

持病をお持ちの方やお子さんは、かかりつけの医師とあらかじめ相談し、熱中症対策についてアドバイスをもらっておきましょう。



出典：総務省消防庁「熱中症対策リーフレット」

国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金に加入しなければなりません。国民年金の加入者(被保険者)は、職業などによって次のように分けられます。

▶ 加入者の種類

種別	対象者	加入の手続き	保険料
第1号被保険者	自営業・農林漁業・学生・無職の人など	市役所に届出またはマイナポータルから電子申請	加入者が個別に納めます。
第2号被保険者	会社員、公務員など厚生年金保険や共済組合の被用者年金制度に加入している人	勤務先の会社が行います。	給料から天引きされ、加入年金制度から納められます。
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	扶養している人の勤務先で行います。	扶養している人の加入年金制度から納められます。

▶ 保険料の納付が困難なとき

必要な申請	必要なもの
国民年金保険料免除申請	基礎年金番号または個人番号が分かるもの(失業の場合、離職票、雇用保険受給資格者証など)
国民年金保険料学生納付特例申請	基礎年金番号または個人番号が分かるもの、学生証の写し(または在学証明書の原本)
産前産後期間の国民年金保険料免除申請 ※届出時期は出産予定日の6ヶ月前から	出産前:母子健康手帳 出産後:原則不要。ただし、被保険者と子が別世帯の場合は出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類

● 希望すれば加入できる人(任意加入制度)

- ①日本国籍を持つ海外に住んでいる20歳以上65歳未満の人
- ②老齢基礎年金を受けるために必要な受給資格期間を満たしていない人や、過去に未納期間などがあり満額の老齢基礎年金を受けられない60歳以上65歳未満の人
- ③老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の人(ただし、受給資格期間を満たすまで)

● 国民年金に関する届出

国民年金に関する届出は次のようなものがあります。

こんなとき	必要なもの
会社を退職したとき	基礎年金番号または個人番号が分かるもの、厚生年金などの資格喪失証明書など
配偶者の扶養から外れたとき	

国民年金に関する届出や保険料の免除は、マイナポータルから電子申請ができます。

● 国民年金の給付

国民年金の給付には、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金などがあります。

▶ 年金の請求先

年金の種類	請求先
老齢基礎年金	原則として65歳から受ける年金 ・第1号被保険者期間のみの人⇒市役所 ・1カ月でも厚生年金期間がある人⇒年金事務所
障害基礎年金	国民年金加入中など、病気やケガで一定の障がい状態になったときに受ける年金 ・初診日が第1号被保険者期間中などにある人⇒市役所 ・初診日が第2号被保険者期間中にある人⇒年金事務所
遺族基礎年金	国民年金加入中などに死亡したときに、遺族(子のある配偶者または子)が受ける年金 ・死亡日が第1号被保険者期間中にある人⇒市役所 ・死亡日が第2号被保険者期間中などにある人⇒年金事務所

※それぞれの年金には受給するための要件があります。

● 個人向けオンラインサービス ねんきんネット マイナポータル が便利です

「ねんきんネット」は、24時間いつでも・どこでも、パソコンやスマートフォンから、ご自身の年金記録や将来の年金見込額の試算などができます。

「マイナポータル」は、マイナンバーカードを利用して、国民年金手続きの電子申請ができます。

ねんきんネットとマイナポータルを連携すると、対象の人にマイナポータルにお知らせが届き、簡単に電子申請ができます。

詳しくは、日本年金機構ホームページを確認ください。

◎ 問合せ先

- 国民年金への加入や保険料の免除について
⇒ 国保ねんきん課年金係または日本年金機構八代年金事務所 ☎ 35-6123 自動音声②→②
- 国民年金や厚生年金の加入期間、年金の請求手続について
⇒ 日本年金機構八代年金事務所 ☎ 35-6123 自動音声①→②

